

住民監査請求（函館市職員措置請求）監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

1名（略）

2 相手方

函館市長

3 請求書の受理日

令和6年（2024年）8月29日

4 請求の要旨

本件住民監査請求（以下「本件請求」という。）の「函館市職員措置請求書」の要旨は、以下のとおりである。

（1）対象となる財務会計の事実（要旨）

令和6年4月20日に札幌グランドホテルで開催された「参議院議員長谷川岳政経セミナー（以下「当該セミナー」という。）」に参加したことに伴う、函館市長および随行職員の旅費等である。

旅費計89,420円および用務地間でのタクシー利用料金の合計額。

（2）その行為が違法または不当である理由（要旨）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の2第1項は、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自立的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と規定している。また、同法147条は、「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体を統轄し、これを代表する。」と規定している。

当該セミナーは、いわゆる政治資金パーティーとして、同氏の

政治資金を集めることを最大の目的に開催されたものであり、市秘書課によると、「長谷川氏側から招待され、パーティー券は買っていない。他の公務はなかった。」と報道されたものである。

この場合、長谷川氏側からの招待は、地方自治法第147条にいう函館市を統轄し、これを代表する長に対するものではなく、函館市長たる政治家大泉潤に対して行われたものとするのが妥当と考える。そうでなければ、函館市を代表する市長として参議院議員が個人的に開催した政治資金パーティーに函館市の事務（公務）として参加したことになる。ここで「代表」とは、長が外部に対して、地方公共団体の行為となるべき各般の行為を行いうる権限をいい、長の行った行為そのものが、法律上直ちにその地方公共団体の行為となることをいう。

そして、当日、他に公務がなく、当該セミナーのみに参加したことは、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たし、住民の福祉の増進を目的とするものとはいえず、むしろ政治家としての交友、交際を目的とするものと客観的にみることができるので、地方自治法第1条の2第1項による地域の事務（公務）に当たるとすることはできないものである。

したがって、令和3年5月14日の最高裁判決が判示するように、当該セミナーへの参加は、市長の私的な行為として位置づけられることから、私費をもって支弁すべきものである。

(3) その結果、函館市に生じている損害

(1) に記載の函館市長、随員職員の旅費およびタクシー利用料金。

(4) 請求する措置の内容

函館市は、函館市長らに対して不法行為に基づく損害賠償請求権を有するにもかかわらず、その行使を違法に怠っているので、ただちに是正するよう請求する。

5 事実証明書

事実証明書については、令和 6 年 8 月 29 日提出の函館市職員措置請求書に添付されており、その事実証明書の件名については、別添のとおりである。

6 請求の受理

本件請求は、請求書面上、地方自治法第 242 条第 1 項に規定する要件を備えているものと認められたため、令和 6 年 9 月 12 日に、これを受理することを決定した。

7 請求人の陳述および追加の事実証明書の提出

(1) 陳述要旨

令和 6 年 9 月 25 日、請求人の陳述の聴取を行った。

請求人からは、提出済みの事実証明書の記載内容について、要約した説明とともに、以下の要旨のとおり陳述があった。

ア 知事による演奏会出席の公務該当性を住民訴訟で争った徳島県の違法確認請求事件において、令和 3 年 5 月 14 日の最高裁判決は、平成 18 年 12 月 1 日の最高裁判決を引用せず、儀礼的交際のロジックは用いていない。

イ 令和 3 年 5 月 14 日の最高裁判決は、社会通念上の儀礼の範囲を判断基準とする平成 18 年 12 月 1 日の最高裁判決の判断基準の抽象度または漠然性ゆえの便利さを廃し、地方自治法第 1 条の 2 第 1 項の地方自治体の事務に該当するものについては、地方自治体の長がその行事等に出席することは、公務に該当するとしたもので、公務の範囲を明確に示した画期的なものとして評価されている。

ウ このたびの市長らの政治資金パーティーへの参加は、政治家としての交友、交際を目的とするものであり、公務に該当しない。

エ もし公務に該当するのであれば、地方自治法第 147 条に規定する、市長は函館市を代表して国会議員の政治資金パーティ

一に参加したことになるが、これは論拠を示すまでもなく、市民の福祉の増進を図るものとはいえない。

オ 当該パーティーに参加することのみを目的として、会場である札幌市までの交通費を公費で支出したことは、違法であるので、直ちに返還するよう求める。

(2) 追加の事実証明書

無し

第2 監査の実施

1 監査の実施期間

令和6年9月12日から令和6年10月25日まで

2 監査の対象事項

当該セミナーへの出席に伴う公金の支出

3 監査の対象部局

総務部

4 監査の実施方法

本件請求に関し、監査対象部局から弁明書およびその証拠書類、監査資料の提出を求め、監査対象部局の関係職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 事実の認定

(1) 当該セミナーへの出席について

政治資金パーティーである当該セミナーの案内文書が、主催者の長谷川岳連合後援会から函館市長大泉潤あてに、函館市役所に届き、令和6年3月14日付けで総務部秘書課が文書の収受をした。

この案内を受け、北海道選出の国会議員による国政報告をはじめ、他の首長や出席者との間で市政等に関する情報交換を行うことや、出席者間での良好な関係構築を図ることなどを目的に、函館市長として出席することとし、令和6年4月20日に札幌グランドホテルで開催された当該セミナーに職員が随行し出席した。

当該セミナーにおいては、100名以上の市町村長のほか、関係者が出席し、長谷川議員から国政における現状の報告や議員自身の取組状況の説明などがあり、セミナーの開始前や終了後においては、会場において出席者同士で挨拶や意見交換などが行われ、函館市長も、長谷川議員をはじめ、出席していた首長や関係者と挨拶や意見交換を行った。

出席に当たっては、招待を受けたことから、パーティー券の購入はしていない。

また、これまで政治資金パーティー等への出席は、専ら特定の議員、会派ないしは政党のみにしているものではない。

なお、札幌市内においては他の公務は無く、当該セミナー終了後、当日中に帰函している。

(2) 公金の支出について

当該セミナーへの出席に当たっては、函館市職員等の旅費に関する条例（平成2年10月9日条例第22号）および函館市職員等の旅費に関する条例施行規則（平成2年11月30日規則第57号）に基づき、札幌市を勤務地とする旅費が函館市長および随行職員に令和6年4月19日に支払われた。

また、札幌市内と新千歳空港間を除き、往路における函館市内と函館空港間、札幌丘珠空港と札幌市内間、復路における函館空港と函館市内間でタクシーを利用しており、函館ハイヤー事業協同組合からの請求に基づき、ハイヤー使用料として14,770円が令和6年5月31日に同組合に支払われた。

支出の内訳は次表のとおりである。

区分		航空賃 (往復)	鉄道賃 (札幌市内と 新千歳空港間)	日当	計
旅費	市長	40,410円	1,150円	3,300円	44,860円
	随員職員	40,410円	1,150円	3,000円	44,560円
ハイヤー使用料					14,770円
計					104,190円

2 監査委員の判断

(1) 当該セミナーへの出席に伴う公金の支出に対する違法性または不当性の有無について

請求人は、「他に公務が無く、当該セミナーのみに参加したことは、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を果たし、住民の福祉の増進を目的とするものとはいえず、むしろ政治家としての交友、交際を目的にするものと客観的にみることができる。」、「知事による演奏会出席の公務妥当性を住民訴訟で争った徳島県の違法確認請求事件において、令和3年5月14日の最高裁判決は、社会通念上の儀礼の範囲を判断基準とする平成18年12月1日の最高裁判決の判断基準の抽象度または漠然性ゆえの便利さを廃し、地方自治体の事務に該当する行事等に長が出席することが公務であると公務の範囲が明確に示された。」、「七飯町長が、当該セミナーへの出席の交通費に公費を充てたことは不適切として返金等の対応をとっている。」ことを理由にあげ、函館市長の当該セミナーへの出席は、公務に当たるとすることはできないものであり、公金の支出が違法であると主張している。

普通地方公共団体の長が政治資金パーティー等に参加したことが公務に当たるかどうかについては、普通地方公共団体も社会的実態を有するものとして活動している以上、当該普通地方公共団体の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において、長またはそ

の他の執行機関が各種団体等の主催する会合に列席し交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、上記事務に随伴するものとして許容されるというべきであるとされている。また、普通地方公共団体が住民の福祉の増進を図ることを基本として地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとされていること（地方自治法第1条の2第1項）などを考慮すると、その交際が特定の事務を遂行し対外的折衝等を行う過程において具体的な目的をもってされるものではなく、一般的な友好、信頼関係の維持増進自体を目的としてされるものであったからといって、直ちに許されないこととなるものではなく、それが、普通地方公共団体の上記の役割を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該普通地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解するのが相当であるとされている（最高裁平成18年12月1日判決参照）。

なお、令和3年5月14日の最高裁判決は、知事が、そもそも県の事務である演奏会（共催）に出席することについて公務に当たるかどうかを判断したものであったため、長が普通地方公共団体の事務ではない行事や会合などに出席することについて公務に当たるかどうかを判断した平成18年12月1日の最高裁判決の審査過程の枠組みを用いていないのであって、令和3年5月14日の最高裁判決によって、平成18年12月1日の最高裁の判断が廃され、公務の範囲が限定されたという請求人の主張は採用することができない。

また、会合への出席が専ら特定の議員、会派ないしは政党を支援することを目的として行われるものでないときは、社会通念上儀礼の範囲内にあるものとして許容されると解されている（東京地裁平成15年1月16日判決参照）。

このたびの函館市長の当該セミナーへの出席が公務に当たるかどうかを検討すると、函館市長として招待を受け、北海道選出の

国会議員からの国政報告をはじめ、他の首長や出席者との間で市政等に関する情報交換を行い、出席者間での良好な関係構築を図ることなどを目的に出席することとし、長谷川議員をはじめ、出席していた首長や関係者と挨拶や意見交換を行っており、普通地方公共団体が広く担うべき役割を果たすため、相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができる。また、パーティー券を購入せず市長として招待を受けて出席していること、さらに、これまで政治資金パーティー等への出席は、専ら特定の議員、会派ないしは政党のみにしているものではないことを併せ考慮すれば、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものといえる。このことから、当該セミナーへの出席は公務であるといえる。このことは、七飯町長が当該セミナーに公務で出席していなかったとしても異ならない。

したがって、このたびの函館市長の当該セミナーへの出席は公務であるため、公務に係る経費に公金を支出することに問題は無く、当該セミナーへの出席に伴う公金の支出は、違法または不当とはいえない。

(2) 函館市に生じている損害

当該セミナーへの出席に伴う公金の支出は、違法または不当とはいえないため、市に損害は発生していない。

3 結論

請求人の請求については、棄却する。

事実証明書（令和 6 年 8 月 2 9 日に提出された請求書に添付）

No.	件名
証拠 1	北海道新聞 長谷川岳氏パーティー交通費に公費 函館・大泉市長 2 回 1 6 万円「支出に問題ない」
証拠 2	北海道新聞 交通費公費支出，大泉市長「妥当」 長谷川氏政治パー ティー巡り
証拠 3	北海道新聞 七飯町長，長谷川氏パーティーに公費で出席 全額返 還
証拠 4	市民の声 長谷川岳参院議員との面会に伴う旅費の支出に関して
証拠 5	記者会見 ・日時 令和 6 年 7 月 3 0 日 火曜日 午後 3 時 ・場所 市役所 8 階大会議室
証拠 6	令和 2 年（行ヒ）第 2 3 8 号 住民訴訟による違法確認請求事件 令 和 3 年 5 月 1 4 日 第二小法廷判決
証拠 7	T K C ローライブラリー 2 0 2 1 年 6 月 2 5 日掲載 新・判例解 説 W a t c h 行政法 No. 2 2 0 文献番号 z18817009-00-022202051 知事による演奏会出席の公務妥当性